

平成25年10月21日

「成年後見制度について」

弁護士 浅井裕貴

第1 成年後見制度とは

成年後見制度＝法定後見（後見・保佐・補助）＋任意後見

第2 法定後見の申立ができる人

本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長

第3 法定後見の申立先

現在の生活の本拠を管轄する家庭裁判所に申し立てることになる。

※住民票の有無は問わない。

第4 法定後見申立に必要なもの

静岡家庭裁判所のウェブサイト

(http://www.courts.go.jp/shizuoka/saiban/koken/mositate_to/index.html) に

ひな形が掲載されている。

特に注意していただきたい事項

1 診断書

法定後見専用の診断書がある。

2 (成年後見の)「登記がされていないことの証明書」

「登記」といっても、法務局の出張所や支局では扱っていない。

静岡地方法務局本局に直接出向いて取得するか、東京法務局後見登録課に郵送請求する必要がある。

3 裁判所に納める手数料（弁護士費用は別途）

鑑定さえなければ、1万円程度

鑑定があっても、+5～10万円程度が相場

第5 法定後見を申し立てた後の流れ

- 1 裁判所による書類のチェック
- 2 家庭裁判所調査官による調査、審問
- 3 鑑定（省略される場合もある）
- 4 法定後見開始の審判
- 5 成年後見の登記（成年後見の登記がされるだけで、戸籍には記載されない。）

第6 成年後見人の仕事—財産管理と生活療養看護—

1 財産管理（文字からイメージされる内容と同じと思われる。）

- (1) 不動産や預貯金を管理し、減らさないようにする
- (2) 財産関係の契約（日用品は除く）をしたり、取消をしたりする

2 生活・療養看護（文字からイメージされる内容とは異なると思われる。）

- (1) 介護契約・施設入所契約・医療契約を締結する。
- (2) 本人（成年被後見人）の生活に必要な財産を、本人の財産から、計画的に支出する。日用品程度であれば、本人に小遣い程度の額を渡すこともありうる。

(3) 「生活・療養看護」に含まれない代表例

ア 医療同意

イ 直接の介護

ウ 容態急変時の対応

3 保佐人・補助人の仕事

上述の仕事のうち、特に重要な事項（たとえば、不動産の売買）に限定されるというイメージ

第7 成年後見人の任務終了理由

- 1 本人の判断能力が回復して、後見開始の審判が取り消されたとき
- 2 本人（成年被後見人）の死亡
（＝成年後見人は、相続財産の処理をしてくれない）